

内閣参質一〇三第一一号

昭和六十年十一月二十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村睦男殿

参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手続に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出輸入オレンジのミバエ防除手続に関する再質問に対す
る答弁書

一について

我が国の植物防疫官の輸出国への派遣に要する外国出張旅費は、解禁要請国(輸出国)側が負担すべきものと考える。

また、生果実類の輸入解禁に当たつて付す条件は、いずれも植物検疫上技術的見地から必要最小限のものであり、これを緩和することはできない。

二について

豪州産オレンジ生果実を輸入禁止品としている理由は、同国にチチュウカイミバエ及びクイ
ンストランドミバエが存在しているという事実に基づくものである。

また、我が国の輸入植物検疫は、諸外国からのチチュウカイミバエ等の有害動植物の侵入を防止するため技術的見地から行つていゝるものであり、輸入禁止品であつてもくん蒸等一定の検疫措置が講じられていゝるものについては、植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)上輸入を解禁してゐるところである。

三について

豪州産オレンジの各生果実と同国における検疫が終了してゐる旨の表示をすることは、植物検疫上技術的見地から義務付けたものであり、これを廃止することはできない。

なお、当該表示は、検疫が終了してゐることを明らかにするため、すべての生果実に行うことを義務付けており、このことは、人手による貼付ちゆうでも機械による貼付ちゆうでも何ら変わらない。